

様式第8号(第15条関係)

加資許第35号

許 可 証

住所 さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号

氏名 クリーンシステム株式会社

代表取締役 井古田 晃伸

令和5年2月14日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業所の所在地及び名称	行田市藤原町二丁目5-7 クリーンシステム(株) さきたま支店
取扱廃棄物の種類	特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に定めるもの
収集運搬及び処分の別	運搬業(指定引取場所への荷卸し)に限る
事業の区域	指定取引場所への運搬に係る区域
許可の期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
許可の条件	1 指定取引場所へ運搬できる廃棄物は、裏面記載の排出元市町村から発生するものに限る。 2 排出元市町村の許可の失効に伴い、当該許可も失効するものとする。 3 関係法令、市条例及び市の指示を遵守し、誠実に業務を行うこと。 4 業務に関する一切の行為について、その責任を負うこと。

令和5年3月27日

加須市長 角 田 守 良

教示



1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、加須市長に対して異議申立てをすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として(訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。)提起することができます。

排出元市町村
行田市、羽生市、鴻巣市、桶川市

排出元市町村	排出元市町村の名称
1	行田市
2	羽生市
3	鴻巣市
4	桶川市



一般廃棄物収集運搬業務実績報告書については、次のとおり提出すること。

- ・ 上半期分（4月～9月）は、10月10日までに提出すること
- ・ 下半期分（10月～3月）は、4月10日までに提出すること

※実績が無い場合についても、月ごとに1枚作成し、必ず提出すること。